

給付 7

出産したとき

『被保険者・被扶養者 出産育児一時金・同付加金申請書』

直接支払制度を利用した場合は提出不要です

○ 支給基準

被保険者または、被扶養者である家族が妊娠4ヶ月以上（85日以上。生産、死産、流産を問わず。）で出産したとき。

但し、被保険者資格喪失後6ヶ月以内の出産の場合も可。

この場合は、資格喪失前に継続して1年以上の被保険者期間があることが条件となります。

○ 支給金額

出産育児一時金 500,000円

産科医療補償制度の対象分娩でない場合 488,000円

出産育児付加金 81,000円

・被保険者資格喪失後6ヶ月以内の出産の場合は一時金のみを支給となります。

・出産児が双生児以上のときは、上記金額にその人数を乗じた金額が支給されます。

【手続き】

○ 直接支払制度を利用した場合

出産育児一時金・・・健保組合から医療機関等へ支払います。

出産育児付加金と出産育児一時金差額（出産費用が法定給付金額より少なかった場合）

・・・健保から被保険者へ自動給付しますので申請書の提出は不要です。

○ 直接支払制度、受取代理制度を利用しなかった場合または利用できなかった場合

被保険者より健保組合へご申請ください。

・提出書類

① 被保険者・被扶養者 出産育児一時金・同付加金申請書

申請書内の「被保険者（申請者）記入欄」に必要事項を記入し、「医師・助産師又は市区町村長の証明欄」に証明を受け、（※出生児の戸籍謄本（原本）の添付でも可）健保組合に提出してください。

海外で出産の場合は出生証明（原本）に日本語翻訳文（翻訳者の氏名・住所を記載）を添えてください。

② 「産科医療補償制度の対象分娩であること」が明記された書類（写）・・・領収書、明細書等「産科医療補償制度」の対象分娩と対象外分娩では法定給付金額が違いますので、対象分娩の場

合はその旨明記されているか確認してください。

※産科医療補償制度の対象分娩でない場合の一時金は、48.8万円です。

③ 直接支払制度を利用していないことが確認できる書類（写）・・・医療機関等との合意文書等

○ 受取代理制度を利用した場合

出産予定日の2ヶ月前以降に制度を利用する旨、健康保険組合に事前に申請してください。

・ 提出書類

① 出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）

申請書内の「被保険者が記入するところ」に必要事項を記入し、「受取代理人の欄」に出産予定の医療機関で記入を受けてください。

出産育児一時金と付加金・・・健保組合から医療機関等へ支払います。

差額（出産費用が出産育児一時金と付加金の合計より少なかった場合）

・・・ 健保組合から被保険者へ自動給付します。

申請書はみずほ健康保険組合のHPから印刷できます。

・ 不支給証明（下記1.2に該当する方のみ必要です。）

1. 被扶養者認定日以後6ヶ月以内の出産で被扶養者出産育児一時金申請の場合

申請書内の「※不支給証明欄」に現在加入している健康保険組合等で証明を受けてください。

（先方健康保険組合等が発行する不支給証明書の添付でも可。）

2. 資格喪失後6ヶ月以内の出産で被保険者出産育児一時金申請の場合。

申請書内の「※不支給証明欄」に以前加入していた健康保険組合等で証明を受けてください。

（先方健康保険組合等が発行する不支給証明書の添付でも可。）

(2024.12)